

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

武蔵村山市長 藤 野 勝



### 国立感染症研究所村山庁舎に関する要望について

西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染者は拡大を続け、国際社会にとっても、我が国にとっても喫緊の課題となっております。

また、国内において、先月から今月にかけてエボラ出血熱への感染が疑われる患者が確認されたことから、危険度が高い感染症に対応する試験・検査体制の早急な整備が求められていることも理解しているところであります。

しかしながら、このような事態は、過去においても容易に予想できたところであり、これまでの感染症対策に対する国の対応は、危機管理上、必ずしも適切ではなかったものと言わざるを得ません。

さて、国立感染症研究所村山庁舎のBSL4施設は、昭和56年3月に竣工しましたが、計画段階での当市市民に対する説明は全く行われず、当市への説明も皆無に等しいものであったことから、施設の安全性に対する不安の声が増大し、これを受け国は、当該施設での実験を延期する旨の見解を示し、今日に至っています。

国立感染症研究所村山庁舎の周辺地域は、市立雷塚小学校や市民総合センター、都立村山特別支援学校などの公共施設のほか、都内最大級の都営団地や一般住宅が建ち並び、市内でも人口密度の高い地域となっております。

当市といたしましては、昭和57年1月から、厚生労働大臣が交代する都度、国立感染症研究所村山庁舎のBSL4施設の実験停止状態の継続と当該施設の移転を強く要望し、また、当市市議会においても、施設の撤去を求める意見書を提出してまいりましたが、今日まで、これに対する真摯な対応がなされなかったことは誠に遺憾であり、現時点では、当市の基本的な考え方に変更はございません。

しかしながら、先日、大臣が当市を訪問された際に、エボラ出血熱などの重篤な感染症に対する国立感染症研究所村山庁舎のBSL4施設の役割などについての説明をお聞きし、国内の感染症対策における当該施設の重要性について理解を深めたところであり、国の責任において、万全な安全対策と市民の理解を得ることを大前提として、当該施設の使用について、協議を進めることを了解したところであります。

つきましては、既に大臣との会談の際に確認されている事項ではありますが、今後協議を進める前提として、改めて下記の事項を要望します。

## 記

- 1 国の責任において、市民の理解を得る取組を積極的、継続的かつ丁寧に実施すること。また、取組の状況については、当市に対して速やかに逐一報告すること。
- 2 施設の管理体制や安全対策などを調査・評価・提言する第三者を含む組織の設置を速やかに進めること。また、組織の構成員には、近隣自治会をはじめ、学校関係者や市医師会、市が推薦する学識経験者、市職員などを加えること。  
また、会議は、その内容を市民が知ることができるよう、非公開に係る情報を除き、公開とすること。
- 3 国の責任において、引き続き施設の万全な安全対策を講ずるとともに、検体の輸送や施設内での検査、検査後の検体の管理に万全を期すよう徹底すること。
- 4 その他、今後問題が発生した場合には、その解決に向けて真摯に対応すること。